

下水道を使用される事業者の皆様へ

本市では、豊かな水環境を保全し、市民の快適な生活環境の確保を目的に、下水道を管理し、運営しております。多額の費用を投じて完成した下水道施設を有効に活用するため、事業者の皆様が汚水を下水道に排除される時は、法令及び関市下水道条例の定める下水排除基準を守っていただかなければなりません。この手引きは、事業者の皆様が下水道を使用される場合に必要な届出や下水排除基準等の概要を説明したものです。

1 特定施設と特定事業場

特定施設とは、事業場の製造工程や作業工程で、人の健康や生活環境に被害を生じさせるおそれのあるものを含んだ汚水を排除する施設として、法律で定められた施設（水質汚濁防止法施行令別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2に定められた施設）をいい、この特定施設のある事業場を特定事業場とといいます。

特定事業場とその他の事業場では、届出書類や規制等に違いがありますので、ご自分の事業場が特定事業場に該当するかないかをよくお調べください。

なお、不明な点については、下水道課までお問い合わせください。

2 除害施設

除害施設とは、汚水や廃液を関市の下水排除基準に適合するように処理する施設のことで、すべての事業場は、下水道に排除する汚水や廃液が下水排除基準に適合しないおそれがある場合は、除害施設の設置と計画の届出が必要になります。

除害施設の設置が必要となる業種（必要でない場合もあります。）

<input type="checkbox"/> ガソリンスタンド	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 機械等の製造業
<input type="checkbox"/> 駐車場（重機、機械式等）	<input type="checkbox"/> ファミリーレストラン	<input type="checkbox"/> 印刷業
<input type="checkbox"/> 整備工場	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル	<input type="checkbox"/> 写真現像業
<input type="checkbox"/> 自動車販売	<input type="checkbox"/> スーパーマーケット	<input type="checkbox"/> 病院・診療所・クリニック
<input type="checkbox"/> クリーニング店	<input type="checkbox"/> パン・菓子製造業	<input type="checkbox"/> 研究所・検査機関
<input type="checkbox"/> コインランドリー	<input type="checkbox"/> 豆腐製造店	<input type="checkbox"/> 学校、公共施設等
<input type="checkbox"/> コイン洗車場	<input type="checkbox"/> 弁当製造・給食センター	<input type="checkbox"/> ちゅう房施設を有する施設

※事業所等の規模により、特定施設の届出が必要になる場合があります。

3 下水道へ排除する場合の下水排除基準

悪質な下水をそのまま下水道に流すと、下水管が損傷したり、下水処理場の処理機能が著しく低下するといった障害を起こしてしまいます。そのため、公共下水道に排除する下水には排除基準（別表）が定められており、次のように規制されています。

（１）排除が規制されている特定事業場

特定事業場から排除された下水の水質が排除基準を超えた場合は、直ちに罰則（懲役又は罰金）が科せられます。また、基準を超えるおそれがある場合でも汚水の処理方法等の改善や下水道への排除停止を命じられることがあります。

（２）除害施設の設置等が必要な事業場

除害施設を設置した事業場からの下水の水質が排除基準を超えた場合は、聴聞を経て、下水の水質の改善や下水道への排除の一時停止を命じられることがあります。

4 公共下水道使用開始（変更）の届出

事業場が下水道を使用し、次のいずれかに該当するときは、汚水の排除届とは別に事前に「公共下水道使用開始届」を提出してください。

- （１） 1日の最大排水量が50m³以上の下水を排除しようとするとき。
- （２） 排除基準に適合しないおそれのある下水を排除しようとするとき。
- （３） 特定事業場が下水を排除しようとするとき。
- （４） 公共下水道使用開始届を提出された事業場で、下水の量又は水質を変更しようとするとき。

5 水質の測定及び記録

特定事業場は、次のような方法で下水の水質を測定し、その結果を記録してください。

- （１） 水質の測定方法は、法令で定められた方法で行ってください。
- （２） 水質の測定回数は、次のように定められています。

温度及び水素イオン濃度	1日に1回以上
生物化学的酸素要求量	14日に1回以上
その他の項目又は物質	7日に1回以上

- （３） 測定のための試料は、測定する下水の水質が最も悪いと推定されるときに、水深の中層部から採水してください。
- （４） 下水の採水は、排出口ごとに、下水道に流入する直前で採水してください。
- （５） 水質測定等の結果の記録は、5年間保存してください。

6 報告の徴収

次のような事業場に対しては、下水道を適正に管理するため、事業場の状況、除害施設又は下水の水質について報告していただく場合があります。

(1) 特定事業場

(2) 排除基準に適合しないおそれのある下水を排除しようとする事業場

7 立入り検査

下水道課では、下水道施設を守り、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、下水道を使用している工場等に対して、随時立入り検査を行っています。

8 事故時の措置

特定事業場から人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがある物質が下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講じるとともに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届ける義務があります。

9 特定施設の設置等に関する届出

特定施設の設置等に関する届出には、次のようなものがあります。

	届出を必要とする場合	届出の期間	様式	様式 番号
1	特定施設を設置しようとする場合 (下水道法第12条の3第1項)	設置の60日前 まで	特定施設設置 届出書	六
2	ある施設が新しく特定施設となった際、現 にその施設を設置(設置工事を行っている場 合を含む)している場合 (下水道法第12条の3第2項)	特定施設にな った日から30 日以内	特定施設使用 届出書	七
3	特定施設を設置している工場が公共下水 道を使用することになった場合 (下水道法第12条の3第3項)	使用開始から 30日以内	特定施設使用 届出書	七
4	1～3の届出を行った特定施設の構造、使 用の方法、下水の量及び水質、用水及び排 水の系統を変更しようとする場合 (下水道法第12条の4)	変更の60日前 まで	特定施設の構 造等変更届出 書	八
5	1～3の届出後、氏名、名称、住所、法人 にあってはその代表者の氏名又は事業場 の名称若しくは所在地を変更した場合 (下水道法第12条の7)	変更した日か ら30日以内	氏名変更等届 出書	十
6	1～3の届出を行った特定施設の使用を 廃止した場合 (下水道法第12条の7)	廃止した日か ら30日以内	特定施設使用 廃止届出書	十一
7	1～3の届出を行った者から特定施設を 譲り受け、借り受け、又は相続等によって 承継した場合 (下水道法第12条の8第3項)	承継した日か ら30日以内	承継届出書	十二

10 除害施設の新設に関する申請

下水道に排除する下水の水質が下水排除基準に適合しないおそれがある事業場の事業主
が除害施設を設置する場合は、除害施設新設承認申請書を提出してください。

別表

下水道法施行令・関市下水道条例の規定に基づく下水排除基準

対象者 対象物質又は項目		I	II	III
		終末処理場を設置している公共下水道の使用者		
		特定事業場		非特定事業場
排水量 (m3/日)		50m3/日以上	50m3/日未満	
条例の基準	温度	45℃未満	45℃未満	45℃未満
	水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満	600 未満	600 未満
	浮遊物質 (SS)	600 未満	600 未満	600 未満
	窒素消費量	220 未満	220 未満	220 未満
	ノルマルヘキサン 鉱油類含有量	5 以下	5 以下	5 以下
	抽出物質含有量 動植物油脂類含有量	30 以下	30 以下	30 以下
	窒素含有量	240 未満	240 未満	240 未満
	燐含有量	32 未満	32 未満	32 未満
	下水道法施行令の基準	フェノール類	5 以下	5 以下
銅及びその化合物		3 以下	3 以下	3 以下
亜鉛及びその化合物		2 以下	2 以下	2 以下
鉄及びその化合物(溶解性)		10 以下	10 以下	10 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)		10 以下	10 以下	10 以下
クロム及びその化合物		2 以下	2 以下	2 以下
カドミウム及びその化合物		0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
シアン化合物		1 以下	1 以下	1 以下
有機リン化合物		1 以下	1 以下	1 以下
鉛及び化合物		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
六価クロム化合物		0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
砒素及びその化合物		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
総水銀		0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
トリクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
テトラクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
ジクロロメタン		0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
四塩化炭素		0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
1・2-ジクロロエタン		0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
1・1-ジクロロエチレン		1 以下	1 以下	1 以下
シス-1・2-ジクロロエチレン		0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
1・1・1-トリクロロエタン		3 以下	3 以下	3 以下
1・1・2-トリクロロエタン		0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
1・3-ジクロロプロペン		0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
チウラム		0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
シマジン		0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
チオベンカルブ		0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
ベンゼン		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
セレン及びその化合物		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
ほう素及びその化合物		10 以下	10 以下	10 以下
ふっ素及びその化合物		8 以下	8 以下	8 以下
1・4-ジオキサン		0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	

備考

- 1 単位は、温度、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lです。
- 2 網掛け部分の基準に適合しない水を流した工場・事業場は、処罰されることがあります。(下水道法第46条の2)
また、この基準に適合しない水を流すおそれのある工場・事業場に対しては、特定施設の改善を命令したり、特定施設を使うことやさらに公共下水道へ水を流すことをやめるように命令することもあります。(下水道法第37条の2)
- 3 網掛け部分以外の部分の基準に適合しない水を流した工場・事業場には、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するよう命令することがあります。(下水道法第38条第1項第1号)